

生食発 0401 第 16 号
令和 3 年 4 月 1 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」の一部改正について

標記については、平成 26 年 11 月 14 日付け食安発 1114 第 1 号別添「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」（最終改正令和 2 年 5 月 28 日付け生食発 0528 第 2 号。以下「ガイドライン」という。）にて通知しているところです。

ガイドラインでは、家畜伝染病にかかり、又はその疑いのある野生鳥獣が食用に供されないよう、狩猟しようとする地域において野生鳥獣に家畜伝染病のまん延が確認された場合は、当該地域で狩猟した個体を食用に供しないこととしています。今般、農林水産省において、家畜防疫に加え、食品衛生も確保しつつ、感染確認区域で捕獲した豚熱陰性個体の食肉としての出荷を可能とする枠組みをとりまとめた「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」が策定され、同手引きに従って適切に野生鳥獣肉の利用を図る体制が構築されたことから、同ガイドラインの一部を別添のとおり改正しますので御了知の上、その運用に遺漏のないよう関係事業者への周知及び監視指導方よろしく申し上げます。

本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に規定する技術的助言であることを申し添えます。

(参考) 農林水産省「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引きについて」
(令和 3 年 4 月 1 日付け 2 消安第 6357 号・2 農振第 3720 号
農林水産省消費・安全局長・農村振興局長通知)